

じちろふ マイカー共済見積依頼書

(2020年4月制度改定)

効力開始日 年 月 日

①必ず記入してください。

県名	所属組合名	払込方法	月払 年払
県コード	組合コード	支部コード	職員コード
生協組合員番号	生協		
契約者(組合員) 名前 (フリガナ)	主たる被共済者*		続柄
連絡先(TEL)	(内線)	生年月日 西暦(19)(20)	年 月 日
現在ご加入の自動車保険(共済)があれば記入ください。	保険開始日(共済開始日)	現在の等級	等級
保険会社名(共済組合名)	保険満期日(共済満期日)	事故有係数適用期間大	年
		前保険(共済)契約期間内の事故の有無	件

*事故有係数適用期間は現在ご加入の保険証券(共済証券)などでご確認ください。*主たる被共済者は、契約者、契約者の配偶者、契約者または契約者の配偶者と同居する親族の範囲で、被共済自動車を主に使用の方となります。 ※配偶者には、内縁関係にある方および同性パートナーを含みます。ただし、共済契約者または内縁関係等にある方に婚姻の届け出を出している配偶者がいる場合を除きます。

②車検証の内容とAEB装置の有無を、太枠内に必ず記入してください。

ナンバー	例:品川、横浜	車種	該当する番号に○をつけてください。
初度登録(検査)年月	年 月	排気量	車台番号
車名	例:プリウス、フィットなど	型式	AEB装置(衝突被害軽減ブレーキ)

※この見積依頼書に記載いただいた個人情報、掛金見積もりを行うために活用するほか、全労済の各種共済サービスのご案内に利用させていただきます。 ※AEB装置が搭載されていても、必ずしもAEB割引の対象になるとは限りません。また、AEB装置は各社の安全装備パッケージに含まれていることがあります。

③該当する、または希望される特約・割引の□に✓を入れてください。

運転者年齢条件 運転者の年齢で、掛金を割引します。 <input type="checkbox"/> 年齢を問わず補償 <input type="checkbox"/> 26歳以上 <input type="checkbox"/> 35歳以上 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 35歳以上	子供特約 主たる被共済者の子ども専用の年齢条件を設定できます。 <input type="checkbox"/> 年齢を問わず補償 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 26歳以上	<input type="checkbox"/> 運転者本人・配偶者限定特約8%割引 車を運転する方を主たる被共済者とその配偶者のみに限定する場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。	<input type="checkbox"/> ハイブリッド車割引3%割引 車が全労済指定の低公害自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、液化石油ガス(LPG)自動車、燃料電池自動車)である場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。	<input type="checkbox"/> 福祉車両割引7%割引 車が福祉車両で消費税率非課税の対象である場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。
<input type="checkbox"/> 複数契約割引3%割引 すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。	<input type="checkbox"/> セカンドカー割引 2台目以降は7%等級 1台目(他損保契約も可)の契約等級が11等級以上で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降の車を新たに契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。	<input type="checkbox"/> 人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約19%割引(四輪の場合) ※補償細則を限定する特約です。 ※2台目以降の契約対象です。被共済自動車に搭乗中の事故のみに補償を限定する場合に、人身傷害補償の掛金を割引します。	<input type="checkbox"/> 搭乗者傷害特約 ※標準型に追加で補償を付帯する場合はチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 1,000万円 <input type="checkbox"/> 500万円 契約車両の運転者や同乗者が自動車事故によって死亡した場合に定額で共済金を支払います。	<input type="checkbox"/> 家族限定補償型7%割引 搭乗者傷害特約の対象者を主たる被共済者とその家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子)に限定する場合に、搭乗者傷害特約の掛金を割引します。

★基本補償は「標準型」での見積もりとなります。

見積り受付中!!

じちろふマイカー共済のタイプ

人身傷害補償 契約車両(被共済自動車)に搭乗中の方が自動車事故で死亡したとき 最高 5,000万円 (被共済者1人につき)	上記と別枠で所定の額をお支払い
自動車事故傷害見舞金 人身傷害補償の共済金とは別枠で支払われる見舞金です。	
弁護士費用等補償特約(賠償対応補償) 自動車(二輪・原付を含む)や自転車の事故、その他の35車種事故で被害を被り、事前に全労済の同意を得て相手に法律上の損害賠償を請求する場合、それに要した弁護士費用等を被共済者1人につき300万円限度で支払います。また、限度額内で刑事訴訟前弁護士費用も支払います。	最高 300万円 (被共済者1人につき) 法律相談費用を10万円を限度に別枠で補償(一部対象とならない費用もあります)
対人賠償 他人を死傷させたとき	無制限 (被害者1人につき)
対物賠償 他人の物を損じたとき	無制限 (1事故につき)
対物超過修理費用補償付 事故の相手方の修理費用が対物賠償で補償する法律上の賠償責任額(時価額)を超えた場合に全労済が認められた場合	最高 50万円 (過失割合に応じて)

車両損害補償の付帯を希望される場合は□に✓を入れてください。

一般補償 付随諸費用補償
 エコノミーワイド 全損事故で盗難で契約車両(被共済自動車)が使用不能となったときの代車費用、過剰地で事故があったときの修理車両の搬送費用、宿泊費、帰宅費、事故や盗難により発生した身の回り品の損害の補償など、安心の補償です。

エコノミー

マイカー共済ロードサービス付き 24時間365日受付
 ※サービスのご利用には一部制限があります。

特約をご希望の方は□に✓を入れてください。

<input type="checkbox"/> 交通事故危険補償特約 電車や自転車で乗っているときや、自動車(二輪・原付を含む)事故以外の「交通事故」による損害を補償します。主たる被共済者とその家族が事故にあった場合、損害額を補償します。	月払掛金 170円 年払掛金 1,980円 人身傷害補償500万円の場合
<input type="checkbox"/> 自転車賠償責任補償特約 自転車の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を被ったときに1事故につき最高100万円まで補償します(対人・対物合計)。※原付自転車は対象になりません。	月払掛金 90円 年払掛金 1,100円
<input type="checkbox"/> マイバイク特約[標準補償型(10B)の場合] 対人賠償:無制限 対物賠償:無制限 自損事故傷害:最高1,600万円 「原付自転車(総排気量125cc以下または定格出力が1kw以下)」を対象とし、家族全員の原付事故を補償します。 ※家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。	月払掛金 470円 年払掛金 5,380円
<input type="checkbox"/> 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車がこの特約の定める全損の条件に該当する場合、一律50万円を一両金として支払います(車両共済金額が50万円を下回る場合は掛金もそれに応じて低減します)。	月払掛金 430円 年払掛金 5,000円 ※
<input type="checkbox"/> 新車買替特約 新車購入から最初の車検(乗用車は3年、貨物車は1年または2年)までの自動車事故が事故において、共済期間の満了日が、最初の車検日の「有効期間の満了する日」の属する月末までの場合に、契約時に設定した新車価格相当額を限度に実損分を補償します。 ※契約時に設定した新車価格相当額よりも低額で再取得できた場合は、新車価格相当額までは支払いません。	

車の補償に

車両損害の無過失事故に関する特約
 「もらい事故」等での過失のない、自動車同士の事故(相手自動車の特定できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。

車両損害補償の自己負担額
 ・損害額から設定している自己負担額を差し引いた金額を、契約車両(被共済自動車)の補償額を限度に支払います。
 ・車両損害補償部分の掛金を抑えることができます。

なし 5万円 10万円

このチラシは、じちろふマイカー共済の概要を説明したものです。ご契約の際には「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。